



再審法改正を求める意見書の提出を求める請願

令和6年11月27日

岩倉市議会議長
関戸郁文 殿

請願者 名古屋市中区三の丸一丁目4番2号

愛知県弁護士会 会長 伊藤 倫 文

愛知県弁護士会 副会長 船野 徹

紹介議員

須藤 智子
柳谷 規子
鬼頭 博和
大野 慎治
水野 忠三
堀江 珠恵
塚崎 海緒
日比野 走

[請願事項]

以下の1から3の内容で再審法改正をするよう国に意見書を提出してください。

- 1 再審請求書受理後の速やかな実質審理を義務づける等の手続規定の明定
- 2 再審請求手続における証拠開示の制度化
- 3 再審開始決定に対する検察官の不服申立の禁止

[請願の趣旨]

以下の理由により、別紙「再審法改正を求める意見書」を採択してください。

これまでに、死刑判決が確定し、その後、無罪になった事件は4件あります（免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件）。令和6年9月26日には、確定死刑囚である袴田巖さんに無罪判決が宣告され、同判決は確定しました。袴田巖さんは、1966年8月18日に逮捕され、2014年3月27日まで約48年近く身柄拘束をされていました。うち約45年間、

死刑囚として身柄拘束されていました。

誤った裁判をやり直すのにどうしてもこんなにも時間がかかるのでしょうか。その理由は3つあります。

①再審請求書受理後の裁判所の手続規定が無いこと

現在の法制度において、誤った裁判をやり直すための制度としては「再審」があります。しかし、その手続を定めた法律(刑事訴訟法第四編「再審」)には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどありません。裁判所がいつまでに、何をしなければならないかというルールがないのです。そのため、再審事件が審理に着手されることなく長期間にわたり放置される可能性すら否めない状況にあります。そこで、法改正によって、裁判所に対し、再審請求書を受理した後は、すみやかに検察官に通知するとともに、速やかに実質的な審理を開始することを義務づける必要があります。

②証拠開示の制度がないこと

また、検察官は有罪を立証するために必要となる範囲内の証拠しか裁判所に提出しません。しかし、提出された証拠以外の多数の証拠の中には、えん罪であることを裏付ける有利な証拠が存在することがあります。そこで、検察官が持っている全ての証拠を開示して貰う手続を整備する必要があります。

③検察官により不服申立がされること

さらに、裁判所が確定判決に疑義があると判断し、裁判のやり直し(再審)を命じたとしても、検察官はその判断に不服申立をすることができます。不服申立があると、上級裁判所で、再度、再審するか否かについて審理されることになります。その結果、再審するか否かの確定までだけでも長期間を費やすことになります。

いったん裁判所が証拠に基づいて確定判決に疑義があると判断しているのですから、検察官に不服申立の機会を与えることなく直ちに裁判をやり直し、検察官はやり直しの裁判の中で有罪である旨の立証をすれば足りるはずです。「裁判をやり直すか否か」の裁判に長期間を費やすことはえん罪による身柄拘束を長期化させる大きな要因となっています。

再審に関する手続は、刑事訴訟法にわずか19か条しかなく、70年以上にわたって一度も改正されていません。

①②③の問題点を早期に解消しえん罪による被害を早期に回復するために、再審法改正を求める意見書の採択をしていただくようお願いする次第です。

以 上

再審法改正を求める意見書（案）

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、地域住民の人権を護る義務を有する地方自治体にとって重要な課題といえる。

現在の法制度において、えん罪被害者を救済するための制度としては「再審」がある。しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、いわば「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によって区々となっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。このような現行法のもとでは、裁判所がいつまでに、何をしなければならないかというルールもなく、再審事件が審理に着手されることなく長期間にわたり放置される可能性すら否めない。

そこで、法改正によって、裁判所に対し、再審請求書を受理した後は、速やかに検察官に通知するとともに、一定の期間内に実質的な審理を開始することを義務づける必要がある。

また、再審における証拠開示の問題も重要である。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法を速やかに改正するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上

令和 年 月 日

●●議会議長

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣